

# 契 約 書

発注者 支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 \*\*\*\* (以下「甲」という。)と

受注者 \*\*\*\* (以下「乙」という。)とは、双方対等の立場において、次の条項により契約を締結する。

## (契約の趣旨)

第1条 令和8年度労働局保有のシャープ製電子複写機の保守業務委託（単価契約）について、甲と乙は本契約を締結し、別紙「保守対象機器及び単価等一覧」の物品（以下「物件」という。）を、別添「保守仕様書」等に基づき信義に従い誠実に契約を履行するものとする。

## (契約内容)

第2条 契約内容はすべて別添「保守仕様書」のとおりとし、業務委託内容、契約履行場所は、次の各号のとおりとする。

- (1) 業務委託内容 別添「保守仕様書」のとおり。
- (2) 契約履行場所 同上

## (契約金額)

第3条 契約単価（消費税及び地方消費税を除く。）は、別紙「保守対象機器及び単価等一覧」のとおりとする。

2 当該契約完了に要するすべての費用は、乙の負担とする。

## (契約履行期間)

第4条 本契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和8年\*月\*\*日までとする。ただし、本予算が成立した場合は、契約期間を令和9年3月31日まで延長するものとする。

## (契約保証金)

第5条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

## (検査)

第6条 乙は、四半期分の給付が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、通知を受けた日から10日以内に検査を完了し、乙に合否を通知することとする。

3 検査のために必要な費用等は、すべて乙において負担することとする。

4 甲は、乙が第2項の検査に合格しないとき、乙に仕様書に適合する作業を命ずることができる。その場合、乙は、甲が指定する期間に作業を完了し、再度第2項の検査を受けるものとする。

5 乙は、前項により損害が生じた場合、甲において算定した金額を損害賠償として支払わなければならない。

(請求代金の計算)

第7条 乙は、次の各号のとおり、請求代金を計算しなければならない。

- (1) 甲が四半期に使用した数量から、別紙「保守対象機器及び単価等一覧」の控除方法に従い計算した控除数量(小数点以下切り上げ)を差し引いた数量に基づき計算すること。
- (2) 前号の数量に、別紙「保守対象機器及び単価等一覧」の単価を乗じた合計金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額を請求すること。

(契約金額の支払)

第8条 乙は、第6条第2項の検査に合格したときは、四半期毎に官署支出官大分労働局長あてに代金の支払を請求することができる。

- 2 官署支出官大分労働局長は、前項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、前条第2項の約定期間内に支払を行わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(検査の遅延)

第10条 甲がその責に帰すべき事由により、第6条第2項の期間内に検査をしないとき、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ前条に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

(給付が契約の内容に適合しない場合の措置)

第11条 甲は、第6条に規定する検査後において、当該給付が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、契約不適合の解消を行うこと。
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと。

- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約履行期限の遅延)

第12条 甲は、乙がその責に帰する理由により、第5条の「保守仕様書」の契約履行期限内に当役務の提供等を給付できないときは、乙の申請により期限の延期を許可することができる。この場合において、原期限の翌日から起算して履行完了の日までの遅延日数に応じ、契約金額等（既履行部分がある場合は、当該既履行部分の代金相当額を控除した額）の1,000分の1に相当する額の遅延料を徴するものとする。この場合において、甲が第6条第2項に規定する検査に要した日数は、遅延料の徴収日数に算入しないものとする。

2 乙は、天災地変その他正当な理由により第5条の「保守仕様書」の契約履行期限内に役務の提供等ができない場合は、期限内にその理由を記して甲に延期の請求をすることができる。この場合において、甲はその請求を正当と認めたときはこれを許可し、前項の遅延料を免除することができる。

(設置場所の変更)

第13条 甲は、物件を第5条第2号に定める設置場所において使用するものとし、設置場所を変更する場合は、事前にその内容を乙に通知し、変更契約書を取り交わすものとする。

(物件の更新)

第14条 甲は、物件の使用頻度等を総合的に勘案した上で、物件を更新することができる。

2 甲は、前項により物件を更新する場合は、事前にその期日（以下「更新日」という。）を乙に通知し、甲は更新日に物件を撤去する。

3 甲は、第1項により物件を更新し、本契約にかかる保守対象物件の数量等が変更となった場合は、その旨を事前に乙に通知し、変更契約書を取り交わすものとする。

4 更新となる物件は、更新日に契約を解除するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第2号から第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 甲が行う検査又は際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(4) 第24条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、

本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第17条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
  - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
  - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
  - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
  - 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解

除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
  - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第19条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（再委託）

第20条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第21条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第22条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合

(3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第23条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第24条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た事実を第三者に開漏らし、又は本契約の目的以外に利用してはならない。

(個人情報保護)

第25条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第30条 甲は、第11条第2項、第15条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第33条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第11条第2項、第15条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第33条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第32条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第33条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第34条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約

金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（条件の変化等に応じた仕様書等及び契約金額の変更）

第35条 甲又は乙は、災害発生時等において緊急的に必要な業務等が発生した場合、業務内容の変更若しくは業務の一時／一部中止が必要であるとみなせる場合、若しくはその他甲又は乙の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる契約金額の変更を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求があったときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額の変更の可否と金額について、甲と乙とが迅速かつ適切に協議して定める。協議は、請求があった日から21日以内に完了するものとする。
- 3 前項の規定による協議で変更が可能とされたときは、甲及び乙は仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額の変更に応じなければならない。

（賃金の変動に基づく契約金額の変更）

第36条 甲又は乙は、日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、乙又は甲に対して契約金額の変更を書面又は電子媒体により請求することができる。ただし請求のあった日を基準日とし、変更を請求する契約金額は基準日以降の残契約金額が対象となり、残契約期間は基準日から2か月以上なければならない。賃金水準の変動は、公的な指標に基づいて判断するものとする。

- 2 前項の規定による請求があったときは、前項に定める賃金水準の変動を踏まえ、契約金額の変更の可否と変更を可とする場合の金額について甲と乙とが迅速かつ適切に協議して定める。また協議の結果について甲は乙へ遅滞なく書面又は電子媒体により通知しなければならない。協議の結果の通知は、請求のあった日から21日以内に完了するものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第37条 本契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第38条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条、第11条、第15条第2項、第16条、第18条、第19条、第24条、第28条、第30条、第34条、第37条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分市東春日町17番20号 大分第2 ソフィアプラザビル3階  
支出負担行為担当官  
大分労働局総務部長 \*\*\* \*\* ⑩

乙 \*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\* \*\* \*\* ⑩

## 保守対象機器及び単価等一覧

1 本契約の対象となる機器は、次のとおりとする。

No.	複写機名称	設置場所	台数
①	SHARP BP-70C65	大分労働局 3F 職業安定部	1台
②	SHARP BP-70C45	大分労働局 3F 雇用環境・均等室	1台
③	SHARP MX-5170FN	大分労働局 4F 助成金センター	1台
④	SHARP MX-5141FN	大分労働局 6F 労災補償課	1台
⑤	SHARP MX-4171	大分労働局 6F 労災補償課（医療）	1台
⑥	SHARP BP-70M45	大分労働局 6F 監督課	1台
⑦	SHARP MX-6170FN	大分労働基準監督署 労災課	1台
⑧	SHARP MX-5141FN	大分労働基準監督署 方面	1台
⑨	SHARP BP-70M45	大分公共職業安定所 1F	1台
⑩	SHARP BP-70M45	大分公共職業安定所 2F	1台
⑪	SHARP BP-70C55	大分公共職業安定所 3F 庶務課	1台
⑫	SHARP MX-M354FP	大分公共職業安定所 OASIS 庁舎	1台
⑬	SHARP BP-70M55	別府公共職業安定所 1F 紹介	1台
⑭	SHARP BP-70M55	別府公共職業安定所 1F 保険	1台
⑮	SHARP BP-70C55	別府公共職業安定所 2F 庶務	1台

2 上記1の対象機器に係る保守点検料は、次のとおりとする。

No.	複写機名称	保守点検料	
①	SHARP BP-70C65	カラー	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
		モノクロ	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
②	SHARP BP-70C45	カラー	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
		モノクロ	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
③	SHARP MX-5170FN	カラー	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
		モノクロ	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
④	SHARP MX-5141FN	カラー	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
		モノクロ	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
⑤	SHARP MX-4171	カラー	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
		モノクロ	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円

No.	複写機名称	保守点検料	
⑥	SHARP BP-70M45	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円	
⑦	SHARP MX-6170FN	カラー	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
		モノクロ	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
⑧	SHARP MX-5141FN	カラー	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
		モノクロ	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
⑨	SHARP BP-70M45	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円	
⑩	SHARP BP-70M45	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円	
⑪	SHARP BP-70C55	カラー	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
		モノクロ	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
⑫	SHARP MX-M354FP	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円	
⑬ ⑭	SHARP BP-70M55	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円	
⑮	SHARP BP-70C55	カラー	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円
		モノクロ	月間複写枚数1枚から積算カウンター数値1につき **円

ただし、複写機の保守調整等に必要とされる部品、トナー（用紙及びステープルカートリッジは除く）の費用は、すべてこれに含むものとする。

### 3 保守点検料の請求は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、毎月分の積算カウンターの数値について、毎月末に甲の指定する検査職員の検査を受けて甲の使用した複写枚数を算出し、当該月の複写枚数から不良コピー、テストコピーとして1%（小数点以下切り上げ）を控除し、上記2に定める単価を乗じる（小数点以下切捨て）。
- (2) 乙が請求する消費税額は、本契約に基づき算出した合計金額に法令所定の税率を乗じた金額（円未満は切捨て）とする。
- (3) 代金の請求は四半期毎とし、乙は四半期毎に「官署支出官大分労働局長」あてに請求書を提出する。

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
大分労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者又は代理人の氏名 ⑩

### 再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
大分労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者又は代理人の氏名 ⑩

### 再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(様式3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
大分労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者又は代理人の氏名 ⑩

### 履行体制図変更届出書

契約書第22条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

#### 記

- 1 契約件名（契約締結時の日付を記載のこと）
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

## 履行体制図

### 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの